

2020年4月2日

町田市公立小学校 保護者の皆様

町田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する新学期の臨時休業について

日頃より学校運営につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルスの感染が広まる状況がみられることから、町田市では、東京都からの要請を受け、学校保健安全法第20条に基づき、2020年3月2日(月)から3月25日(水)まで、町田市立の全ての小学校・中学校について、臨時休業を実施し、保護者の皆様には多大なるご協力をいただいているところです。

しかしながら感染の広がりが続く中、引き続き感染予防と感染拡大防止の観点から、町田市立の全ての小学校・中学校について、下記のとおり臨時休業を延長させていただきます。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、引き続き次のとおり、ご家庭でのお子様の健康状態の把握、感染症予防の指導、並びに家庭生活の留意事項について、ご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、2020年5月7日(木)以降につきましては、改めてお知らせします。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたします。

記

1 始業式・入学式の日程及び臨時休業期間について

- (1) 始業式：2020年4月6日(月)
- (2) 入学式：2020年4月6日(月)
- (3) 臨時休業期間：2020年4月6日(月)から5月6日(水)まで

2 始業式及び入学式の対応

- (1) 始業式について
 - 新入生を除く全ての児童は、4月6日(月)に始業式を実施します。各学校から案内のある登校時刻に登校させてください。
 - 始業式当日は、校長の言葉を校内放送で行う、場所を校庭にするなど実施方法や時間短縮の工夫をして実施します。
 - 登校にあたりましては、体温を測定するなど、健康観察を十分に行ってください。欠席する場合は、学校に連絡をお願いいたします。なお、欠席しましても、臨時休業中ですので、公簿上、欠席扱いにはなりません。
 - 3月2日(月)以降の臨時休業中及び春季休業中に海外渡航歴がある場合には学校に連絡をお願いいたします。
- (2) 入学式について
 - 小学校は4月6日(月)に入学式を実施します。登校時刻は学校からの連絡に従ってください。
 - 入学式への参列は、新入生である児童、新入生の保護者、教職員のみとします。
 - 入学式は、学校ごとに時間を短縮した形で実施します。
 - 入学式にあたりましては、児童、保護者も当日に体温を測定するなど、健康観察を十分に行ってください。

- 入学式を欠席する場合は、学校にご連絡ください。また、欠席しましても、臨時休業中ですので、公簿上、欠席扱いにはなりません。
- 3月2日（月）以降の臨時休業中及び春季休業中に海外渡航歴がある場合には学校に連絡をお願いいたします。

3 臨時休業期間中の対応について

(1) 登校日について

- 教科書配布や家庭学習等の最低限の内容の指導を目的とした登校日を4月6日（月）の週に行います。登校日の日程については各学校ごとにご案内します。また、それ以降に登校日を実施する場合も各学校ごとにご案内します。
- 登校にあたりましては、体温を測定するなど、健康観察を十分に行ってください。欠席する場合は、学校に連絡をお願いいたします。なお、欠席しましても、臨時休業中ですので、公簿上、欠席扱いにはなりません。

(2) 放課後子ども教室「まちとも」について

- 放課後子ども教室「まちとも」は、臨時休業期間中は実施いたしません。

4 学校の預かりについて

(1) 対象児童

以下の要件を満たす小学校第1学年～第3学年の児童

- ・学童保育クラブに入会していない児童
- ・保護者が労働等により、家庭で過ごすことが困難な児童
- ・新1年生については保護者の送り迎えができる児童

(2) 学校での預かり期間

- ・4月7日（火）～5月6日（水）

（ただし、土日、祝日、登校日は除くため、5月1日（金）が最終日となります。）

(3) 預かり時間

- ・午前8時30分～午後3時30分の間とします。

(4) 預かり申請

- ・利用申請書に必要事項を記載の上、保護者が各学校に提出をお願いします。
- ・利用申請書を提出した日から利用が可能です。

(5) 預かり内容

- ・学校から出されている課題等の自習 等
- ・子どもたちの見守りであり、授業は実施いたしません。

(6) 持ち物

- ・弁当、水筒、学習道具、マスク（可能な限り）、ハンカチやハンドタオル 等

(7) 登校にあたって

- ・毎朝（土日祝日も含め）、家庭で検温し、健康カードに記録の上、お子様に持参させてください。なお、ご家庭では、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底をお願いします。また、発熱や体調が優れない場合は、預かることができません。
- ・お子様の体調不良等が確認された場合は、利用申請書にあります連絡先に学校から連絡します。また、その際は保護者の方にお迎えに来ていただきます。
- ・学校が臨時休業のため、登下校中の安全確保は保護者の責任で行ってください。また、交通安全について、ご家庭でご指導をお願いします。
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談いただくとともに、学校にもご連絡をお願いします。

5 感染症予防策について

- ご家庭では、毎朝検温をしていただき、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- 学校が臨時休業である理由について、ご家庭でもお子様にお話しいただき、不要に外出することがないようにご指導をお願いします。
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならぬ場合も同様）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談いただくとともに、学校にもご連絡をお願いします。

【帰国者・接触者相談センター】

平日（9時から17時） 電話番号 042-724-4238

土日・休日・夜間

（9時から17時〔土日、休日の日中〕、17時から翌日9時〔全日夜間〕）

電話番号 03-5320-4592